

部活動運営方針

古河市立三和中学校

「茨城県部活動の運営方針」の改訂を受け、令和5年3月に「古河市部活動の運営方針」が改訂された。茨城県及び古河市の改訂に則り、生徒の運動及び休養バランスのとれた生活や成長及び教職員の負担軽減に配慮し、古河市立三和中学校として、部活動の運営方針を以下に定める。

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においてもきわめて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意する。
- 生徒の健康・安全の確保のため、検温、健康観察を行い、発熱等の風邪の症状が見られる場合は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。(指導者も同様)

2 適切な部活動運営のための体制整備

- 校長は、「県運営方針」並びに「古河市部活動の運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画(平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等)、並びに毎月の活動計画及び活動実績報告書(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及びそれぞれの部活動の「活動計画」を生徒及び保護者へ通知する。
- 校長は、定期的に「部活動運営委員会(顧問会議等)」を開催し、すべての部活動の活動計画が閲覧できるように校内に掲示する。
- 校長は、各部の活動実績を毎月作成し、学校HP上で公開する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長は、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動をするよう指導し、生徒の生活や健康に留意するとともに、教職員の負担軽減にも配慮する。
- 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動顧問は、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施し、より良い運営を目指した工夫・改善に努める。
- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、活動を原則として行わない。
- 高温や多湿時において、練習試合や練習については、中止等柔軟な対応を行う。また、やむを得ない事情により実施する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

4 部活動の位置づけ

- 部活動への加入は任意とする。
- 新入生については、仮入部期間を設け、適した部活動に入部できるようにする。

5 設置部(運動部 10, 文化部 3) ※令和5年3月現在

- ①野球部 ②サッカー部 ③ソフトテニス部 ④陸上競技部 ⑤バスケットボール部 ⑥剣道部 ⑦柔道部 ⑧卓球部
⑨バレーボール部 ⑩バドミントン部 ⑪吹奏楽部 ⑫美術部 ⑬パソコン部

6 活動時間について

- (1)活動時間

- ・ 1日の活動時間は、平日2時間、休日3時間を上限とする。ただし、練習試合や大会等の当日を除く。
(準備や片付け、移動の時間は含まない。)
- ・ 1週間の活動時間は11時間を上限とする。
- ・ 祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合は、週の上限(11時間)の範囲内となるよう活動時間を調整する。

(2) 活動終了時刻と下校時刻

	4月～9月	10月	11月～2月	3月
終了時間	17:55	17:25	16:55	17:25
完全下校時刻	18:10	17:40	17:10	17:40

7 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定について

- ・ 週2日以上(平日1日以上・休日1日)の休養日を設ける。
- ・ 休日に、大会等により上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り替えて週の上限の範囲内となるよう調整する。
- ・ 祝日が含まれる週や平日の大会参加により1日の上限を超えて活動した場合も、週の上限を越えないように調整する。
- ・ 休日(土・日)に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、上位大会(県西大会・県大会・県コンクール等)に進出し、大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、平日に休養日を振替えることも可とする。その場合は、コンディション調整を目的とし、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長が判断する。
- ・ 定期テスト(5教科)前3日間は、部活動を休止する。ただし、直近に試合等がある場合は保護者会の同意を得た上で、校長の許可を得て活動することができる。

(2) 長期休業日における活動について

- ・ 長期休業中においても、活動時間は平日2時間、休日3時間を上限とし、1週間の上限を11時間とする。
- ・ 1週間以上の連続した長期の休業期間(オフシーズン)を設ける。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長及び各顧問は、特に、公式大会等以外の地方大会等について精選し、当月における大会参加数を上限2とする。
- 各顧問は、参加する大会等について地域や部活動の実態に応じ、活動時間上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定する。また、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。
- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて見送ることも含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校HP上に公表する。

9 朝の活動について

- 生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施しない。
- 特例として、朝の活動を実施する場合には、以下の条件を満たす場合に限る。
 - ① 校長の許可及び保護者会の了承を得る。
 - ② 1日の活動時間(2時間上限)の範囲内とする。
 - ③ 大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要がある場合。

10 延長練習について

- 基本的には活動時間内の活動とするが、生徒・顧問が延長練習を希望する場合には、校長の許可及び保護者会の了承を得て活動することができる。
- 期間は、大会前2週間とする。延長できる大会は総合体育大会・新人体育大会(県西大会以上)と県大会に準ずる大会、定期演奏会、訪問演奏等とする。
- 1日の活動時間(2時間上限)の範囲内とする。
- 延長練習を行う場合は、事前に延長願を提出し学校長の承認を得てから計画的に実施する。
- 練習時間を延長した場合の下校は、保護者の迎えとする。

11 その他

- 可能な限り感染症対策を行った上で活動を行う。
 - ・ 屋内で実施する場合は、窓やドアを開けて、こまめに換気を行う。また、「手洗い・消毒」をこまめに行う。
- 本運営方針は、令和5年4月1日から適用する。